

志學館大学保健センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第65条の規定に基づき、志學館大学保健センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、学生及び職員の心身の健康保持及びその増進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理に関する実施計画の立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断
- (3) 健康診断の事後指導及び健康の保持増進についての必要な指導
- (4) 健康相談
- (5) 健康診断証明書の発行業務
- (6) 感染症の予防等に関する指導援助
- (7) 保健に関する調査及び必要な専門的業務（緊急時の対応を含む。）
- (8) その他センターの目的を達成するための必要な業務

(保健室)

第4条 前条の業務を行うため、センター内に保健室を置く。

(組 織)

第5条 センターに次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) 専門職員

2 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務の遂行)

第6条 センター長は、第3条に掲げる業務を掌理する。

2 専門職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(守秘義務)

第7条 センターの業務に携る者は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事 務)

第8条 センターに関する事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月28日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年１２月８日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年１２月８日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年３月１４日から施行する。